

災害被災地での窃盗犯への厳罰化を求める意見書

本年4月14日及び16日に相次いで震度7を記録した熊本地震では、災害発生直後から被災地での空き巣被害が相次いで発生した。

このような事案は、平成23年3月11日に東北地方で発生した東日本大震災や、昨年9月10日に茨城県で発生した鬼怒川の水害においても確認され、報道等で取り上げられるたびに強い憤りとともに深い悲しみを感じる。

窃盗罪は、刑法第235条に「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定される重大な犯罪であることは、誰もが知るところであるが、とりわけ、このような災害被災地での空き巣等の窃盗事件は、被災者に更なる経済的、心理的ダメージを与えるだけでなく、災害復旧・復興への意気込みを挫く卑劣な行為である。

また、空き巣等の被害を防ぐために避難所に入らず、自宅や自宅付近で車中泊等することによって2次被害に遭う危険性も看過することができない。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を経験し、今後、高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震で大きな被害が想定されている近畿地方にあっては、今回の熊本地震の被災地における窃盗事件は住民の関心も非常に高く、厳罰化実現によって犯罪を抑止する手立てを講ずることには重大な意義がある。

よって、国において災害被災地での窃盗犯への厳罰化について速やかに法改正を検討し、実施されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

各宛